南砺市耐震改修促進計画

平成 21 年 3 月策定

平成 30 年 3 月改定

南　　砺　　市

目次

はじめに 1

第１章　計画の目的と位置づけ 2
１　計画の目的 2
２　計画の位置づけ 2
３　計画期間 3
４　耐震化を促進する建築物 3
５　計画改定の背景等 4
６　想定される地震の規模・被害の状況 5

第２章　耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 8
１ 住宅の耐震化の現状と目標 8
（１）耐震化の現状 8
（２）耐震化の目標 9
２ 特定建築物の耐震化の現状と目標 14
（１）耐震化の現状 14
（２）耐震化の目標 16
３ 優先的に耐震化すべき市有建築物 19
（１）耐震化の現状 19
（２）耐震化の目標 20

第３章　住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策 21
１ 耐震化の基本的な取組方針 21
（１）所有者等の役割 21
（２）県と市の役割 21
（３）建築関係団体の役割 21
２ 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策 22
（１）住宅の耐震化支援 22
（２）建築物の耐震化支援 24
（３）国による住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知 25
３ 大地震に備えた事前対策の推進 27
（１）地震時の総合的な安全対策 27
（２）被災建築物応急危険度判定等の体制の整備 28
（３）倒壊等により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策 28
（４）がけ地近接等危険住宅移転事業の実施 28

（５）土砂災害対策改修に関する事業 29
（６）地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策 29
４ 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等 30
（１）耐震診断が義務付けられた大規模な建築物（※1)について 30
（２）防災拠点施設(※2)について 30
（３）避難路沿道建築物(※2)について 30
（４）各種認定制度等による耐震化の促進 32

第４章　住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等 33
１ 相談体制の充実 33
２ パンフレットや耐震改修工事事例集の配布等、啓発活動の実施 34
（１）パンフレット等の配布や適切な情報提供 34
（２）講習会等の開催 34
３ リフォームにあわせた耐震改修の推進 35
４ 自主防災組織との連携・取組の支援 35

第５章　所管行政庁との連携 36

第６章　その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項 37
１ 関係団体、各市町村等との連携 37

資料編 41

はじめに

（日本全土で地震が多発しています）

近年、全国各地で大規模地震が相次いで発生し、建物の全半壊等によって、多くの人命が奪われたり、財産を消失したりするなどの甚大な被害が発生しています。

平成 19 年（2007 年）3 月には最大震度６強の能登半島地震が発生し、約 700 棟の住宅が全壊し、2,600 人を超える方々が、避難所生活を余儀なくされました。

平成 23 年（2011 年）3 月には、東日本大震災が発生し、地震による強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波や液状化現象により、未曾有の被害をもたらしました。

また、本県同様に地震が少ないと言われていた九州地方でも平成 28 年（2016 年）4 月に熊本地震が発生し、震度６弱以上の地震を７回も観測し、甚大な被害が発生しました。

このように日本はいつどこで大地震が発生してもおかしくない状況です。

（内陸型の地震による死因の約 9 割は住宅の倒壊によるものです）

平成 7 年（1995 年）1 月の阪神・淡路大震災（震度７）では、9 万棟を超える家が全壊し、地震による直接的な死者数は約 5,500 人となり、その約 9 割（約 4,800 人）は住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらに倒壊した建築物等は、火災の発生や避難・救援や消火の妨げ、がれきの発生等により被害の拡大をまねきました。

（地震から生命・財産を守るには住宅・建築物の耐震化が効果的です）

地震の発生を阻止したり予想したりすることは、とても難しいことです。しかし、地震の発生による被害を軽減することは可能です。住宅・建築物が倒壊することにより、死傷者の発生、延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れ（道路が通行できない）などの被害が大きくなることがわかっています。

住宅・建築物を倒壊しないようにするための「耐震化」が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法です。

（耐震化の必要性）

現行の耐震基準（新耐震基準）では、極めて稀にしか発生しない大規模な地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。しかし昭和 56 年（1981 年）以前の旧耐震基準で設計された現行の法律の適用を受けていない建築物は、当時の法規によって確認されたものですので「法違反」とはなりませんが、「既存不適格」ということになります。

こうした状況に鑑み、平成 7 年（1995 年）に耐震改修促進法が施行され、平成 18 年（2006 年）の法改正で、平成 27 年（2015 年）までの特定建築物の耐震化率 90%という数値目標が設定されました。これは、昭和 56 年（1981 年）以前に建てられた建物のうち、不特定多数の人が利用する建物（特定建築物）の所有者に対して、耐震性の確認と改修に関する努力義務と罰則規定を定めた法律です。また、平成 25 年（2013 年）5 月には改正耐震改修促進法が成立し、耐震診断が義務付けられました。

第１章　計画の目的と位置づけ

１　計画の目的

本計画は、地震による建築物の被害・人的被害を最小限に抑え、市民一人ひとりの生命及び財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進するための基本的な枠組みとして、耐震化の目標と耐震性向上施策等を定めることを目的とします。

２　計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 25 年 5 月改正、平成 25 年 11 月施行)」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき策定します。

本市では、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより災害による被害の軽減を図るための計画として「南砺市地域防災計画」を定めており、本耐震改修促進計画は地域防災計画と連携を図り、住宅・建築物の耐震化率の目標や計画的に耐震対策を実施するための施策などの内容を定めるものです。

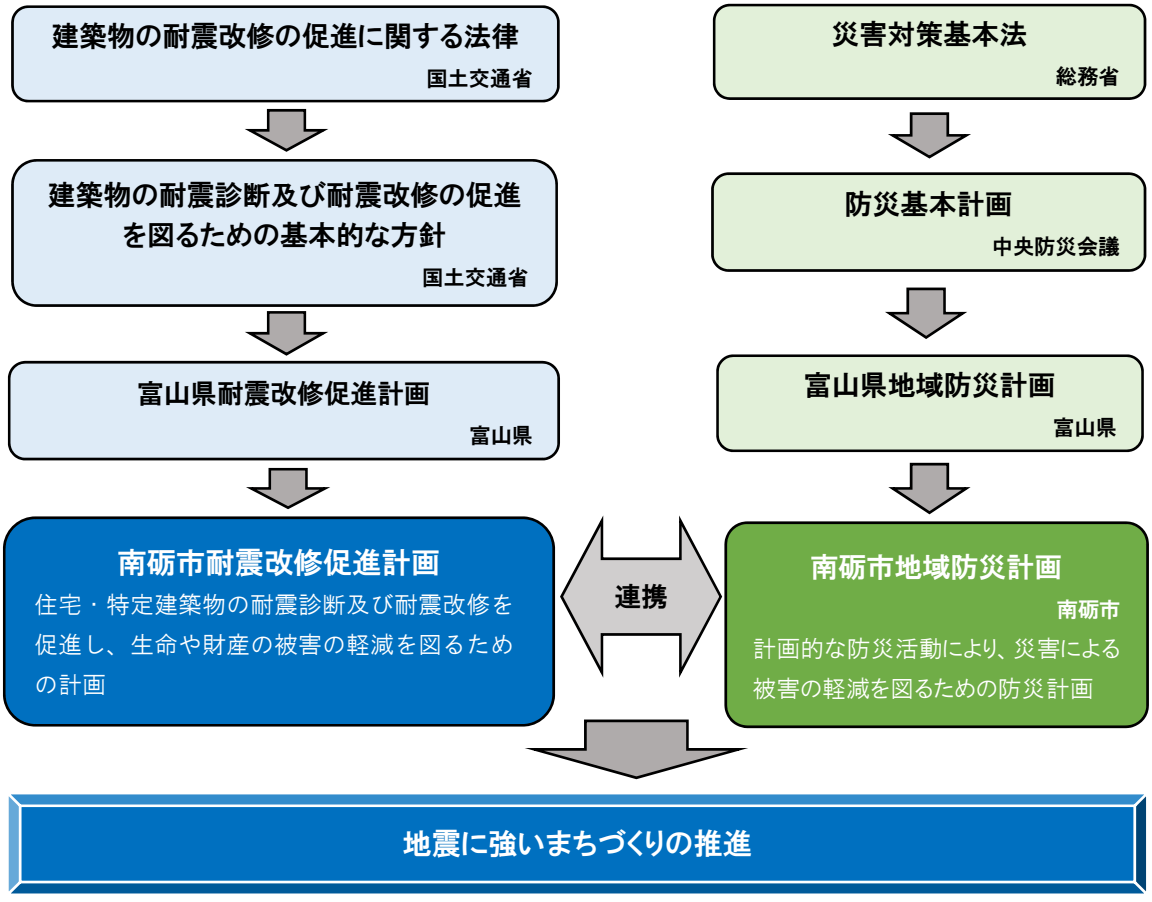

３　計画期間

本計画は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 37 年度（2025 年度）の８年間とし、平成 37 年度（2025 年度）の目標を設定します。なお、本計画は社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて適宜計画内容や目標の見直しを行ないます。

※本計画の策定時点においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令」が公布されていますが、「元号を改める政令」は公布されていないことから、平成 31 年 4 月 30 日の翌日以降の元号についても、便宜的に「平成」で表示しています。

４　耐震化を促進する建築物

市民は、自ら所有または管理する建築物について、地震に対する安全性を確保するよう努力する必要があります。

本計画では特に耐震化を図るべき建築物として、次のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物（耐震強度が不足する建築物）の耐震化を促進します。

１）住宅

阪神・淡路大震後では、死者数の約９割が住宅の倒壊等によるものでした。市民の生命・財産を守るための基本となる、住宅の耐震化を促進します。

２）特定既存耐震不適格建築物

法第 14 条第一号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物、同条第二号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物及び同条第三号に掲げる避難路沿道建築物であり、これらの地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定されることから、耐震化を促進します。

３）耐震診断義務づけ対象建築物

耐震改修促進法の改正により、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物（法附則第３条）、都道府県耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物（法第５条第３項第二号）や公益上必要な建築物（法第５条第３項第一号）及び市町村耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物（法第６条第３項第一号）に、耐震診断の実施と所管行政庁への診断結果の報告が義務付けられました。これらの建築物について、重点的に耐震化を促進します。

４）公共建築物

公共建築物については、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多数の市民が利用する施設が多いことから 積極的に耐震化を促進していきます。

５　計画改定の背景等

１）計画改定の経緯

平成 18 年１月 26 日に改正耐震改修促進法が施行されました。同法では、都道府県並びに市町村において耐震改修促進計画を策定することを義務付けており、本市では、住宅及び建築物の平成 27 年度末の耐震化率の目標や耐震改修促進施策等を定めた「南砺市耐震改修促進計画」を平成 21 年３月に策定しました。

計画は平成 27 年度末に終期を迎えましたが、引き続き住宅・建築物の耐震化を計画的に進める必要があること、東日本大震災の被害などにより平成 25 年に耐震改修促進法が改正されたこと、国及び県における住宅・建築物の耐震化率目標が見直しされたことなどから、本市における耐震化率の現状等をふまえ、計画を見直すものです。

２）耐震改修促進法の改正

東日本大震災の被害等をうけ、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、耐震改修促進法が改正され、平成 25 年 11 月 25 日に施行されました。法改正の主な内容は以下のとおりです。

- 耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象が全ての建築物に拡大
- 不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等(※1)に対する耐震診断の義務付け及び診断結果の公表
- 庁舎や避難所等の防災拠点施設及び避難路沿道建築物等について、耐震改修促進計画で指定(※2)した場合は、耐震診断を義務付けたうえで、その結果を公表
- 耐震改修計画の認定基準の緩和(※3)による増築及び改築の範囲の拡大並びに認定に係る建築物の容積率及び建ぺい率の特例措置(※4)の創設
- 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度（※5)の創設
- 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度(※6)の創設

(※1)『要緊急安全確認大規模建築物』: 耐震改修促進法附則第 3 条により耐震診断の実施と結果の報告が義務付けられた不特定多数が利用する大規模な建築物

(※2)『要安全確認計画記載建築物』: 県又は市町村が耐震改修促進計画で指定した場合、耐震診断の実施と結果の報告が義務付けられる建築物

(※3) 建築物の耐震改修を行おうとする建築物の所有者は、耐震改修の計画について県に認定を申請することができます。この計画が「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第８条第３項各号に掲げる基準に該当する場合に認定されます。認定基準の緩和とは、新たな耐震改修工法や増改築工事の認定適用範囲を拡大するものです。

(※4) 耐震性の向上のために必要である増築を行う場合において、一定の基準に適合するものは、容積率及び建ぺい率に係る建築基準法上の規定が適用されません。

(※5) 耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物の所有者は、その建築物及び広告等に「耐震認定マーク」を表示することができます。

(※6) 耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和（区分所有法の特例：3/4→1/2）するものです。

６　想定される地震の規模・被害の状況

１）南砺市及び周辺の活断層

地震には、海溝型地震と内陸型地震がありますが、過去の記録から、本市に大きな影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層帯、呉羽山断層帯、砺波平野断層帯西部（法林寺断層、石動断層）、砺波平野断層帯東部（高清水断層）などの大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられます。

全国の主要な活断層については、文部科学省の地震調査研究推進本部において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表されています。

現在公表されている活断層のうち、南砺市及び周辺に分布するものは、図表 1-1 に示すとおりです。これら活断層についての長期地震評価は、図表 1-2 に見られるとおり、地震発生確率では、砺波平野断層帯東部、呉羽山断層帯及び森本・富樫断層帯は「Ｓランク（高いグループ)」、砺波平野断層帯西部、魚津断層帯及び邑知潟断層帯は「Ａランク（やや高いグループ)」に属しています。

図表 1-1 南砺市及び周辺に分布する主な活断層

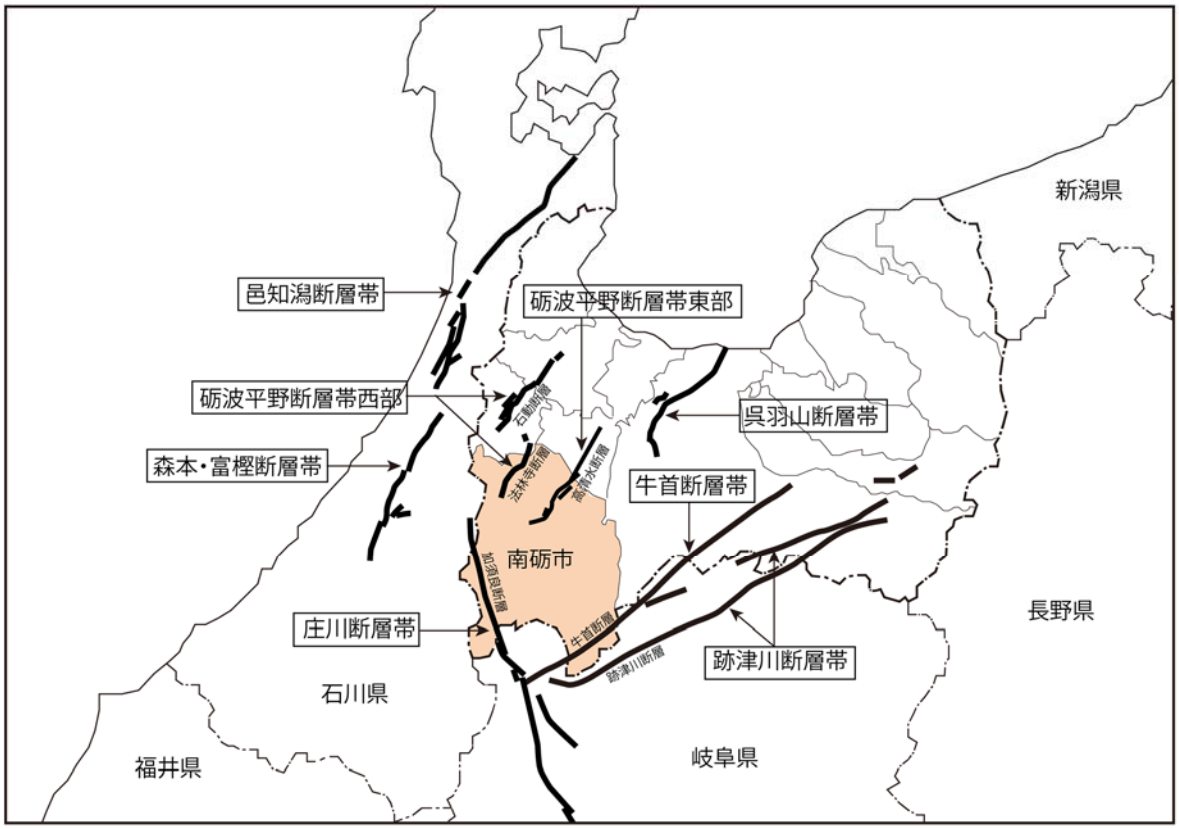

※図は、「地震調査研究推進本部（文部科学省)」の公表資料に基づき、南砺市で作成

図表 1-2　各活断層の長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部）

活断層名	地震規模	主な活断層における 相対的評価※	地震発生確率（30 年内）	平均活動間隔	最新活動時期
砺波平野断層帯西部（石動、法林寺断層）	M7.2	A	ほぼ 0%～2%もしくはそれ以上	約 6,000 年～12,000 年もしくはそれ以下	約 6,900 年前～1 世紀
砺波平野断層帯東部（高清水断層）	M7.0	S	0.04%～6%	3,000 年～7,000 年程度	約 4,300 年前～3,600 年前
呉羽山断層帯	M7.2	S	ほぼ 0%～5%	3,000 年～5,000 年程度	約 3,500 年前～7 世紀
跡津川断層帯	M7.9	Z	ほぼ 0%	約 2,300 年～2,700 年	1858 年飛越地震
庄川断層帯	M7.9	Z	ほぼ 0%	約 3,600 年～6,900 年	11～16 世紀
牛首断層帯	M7.7	Z	ほぼ 0%	約 5,000 年～7,100 年	11～12 世紀
森本・富樫断層帯	M7.2	S	2%～8%	1,700 年～2,200 年程度	約 2,000 年前～4 世紀
邑知潟断層帯	M7.6	A	2%	約 1,200 年～1,900 年程度	約 3,200 年前～9 世紀

※活断層における今後 30 年以内の地震発生確率が 3%以上を「Ｓランク」、0.1～3%未満を「Ａランク」、0.1%未満を「Ｚランク」と表記。

２）過去の地震

1933 年以降、富山県内で震度４以上を記録した地震は９回であり（図表 1-3）、全国的にも有感地震の少ない県となっています。

図表 1-3　富山県内で震度４以上を記録した地震一覧

発 生 年	地 震 名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和 8)	石川県能登地方	6.0	傷者２、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木４
1944(昭和 19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山４
1948(昭和 23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山４
1952(昭和 27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良４
1993(平成 5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木４
2000(平成 12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部４
2007(平成 19)	能登半島沖	6.9	重傷１、軽傷 12 非住家一部損壊５	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋５弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日４
2007(平成 19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷１	氷見、舟橋４
2013(平成 25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	小矢部４

出典：「理科年表」（国立天文台、平成 13 年）及び「富山県気象災異史」（富山地方気象台、富山県、昭和 45 年）及び「気象庁震度データベース検索」等による。

３）被害想定

本計画では、これまでに県が実施した地震調査研究事業の結果や文部科学省の地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層及び砺波平野断層帯西部並びに森本・富樫断層帯及び邑知潟断層帯を震源とする地震発生を前提に被害を想定します。

被害の想定にあたっては、東日本大震災（2011 年３月）の教訓を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大級の被害規模想定を行う。具体的には、県において上記６つの断層帯それぞれを震源とする最大級規模の地震発生を前提に算定された被害対象別の被害予測量のうち、それぞれの最大値をもって本市の被害予測値として想定します。

図表 1-4　南砺市における震源地別最大クラスの地震想定に基づく被害想定

		最大クラスの地震想定（震源地別）に基づく被害想定						被害想定の最大値
		これまでの調査分			新規調査分			
		跡津川	法林寺	呉羽山	砺波平野西部	森本・富樫	邑知潟（ｹｰｽ４）	
木造建物の被害件数	全壊棟数（棟数）	44	38	54	1,580	2,362	1,235	2,362
	半壊棟数（棟数）	616	313	19,322	7,290	8,995	5,939	19,322
非木造建物からの落下物の件数	飛散物	491	492	―	―	―	―	492
	非飛散物	489	489	―	―	―	―	489
	合計	980	981	0	94	194	99	981
ブロック塀・石塀等の転倒件数	ブロック塀	426	2,291	119	―	―	―	2,291
	石塀	261	1,004	20	―	―	―	1,004
	ブロック塀・石塀合計	687	3,295	139	0	0	0	3,295
	自動販売機	―	―	31	―	―	―	31
道路の被害箇所数	被害箇所数	57	44	―	―	―	―	57
	被害率（箇所/km）	0.04	0.03	―	―	―	―	0.04
上水道の被害箇所数	被害箇所数	25	122	―	―	―	―	122
	被害率（箇所/km）	0.04	0.18	―	―	―	―	0.18
下水道の被害箇所数	被害箇所数	6	29	―	―	―	―	29
	被害率（箇所/km）	0.02	0.09	―	―	―	―	0.09
負傷者数	木造家屋倒壊等の被害による負傷者数	144	937	―	―	―	―	―
	火災による負傷者数	0	0	―	―	―	―	―
	合計	144	937	1,118	627	838	489	1,118
死者数				1	22	43	16	43
避難所避難者数				9,457				9,457

※ここでの被害の想定は、一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震災害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となります。また各予測値は調査手法が同一でないことから、被害想定の対象項目についても一部一致していない箇所があります。

※邑知潟断層帯を震源とする被害想定は、４つのケースが公表されていますが、このうち本市にとって最も大きな被害（建物被害件数及び死傷者数が最大）を受けるのはケース４であることから、ここでは代表的にケース４のみを掲載しています。

第２章　耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

１ 住宅の耐震化の現状と目標

（１）耐震化の現状

１）現状推計の方法

住宅の耐震化の現状推計にあたっては、国や富山県の推計値との比較検討を行なうことなどを考慮して、国や県と同様に、総務省の「住宅・土地統計調査」データをもとに推計します。推計の方法は、「富山県耐震改修促進計画」における方法を準用します。

２）住宅耐震化の現状推計（平成 25 年）

平成 25 年の市内の居住世帯有りの住宅総数は 16,350 戸です。このうち耐震性があると考えられる住宅は、約 9,790 戸と推計され、耐震化率は 59.9%（≒60%）となります。県の耐震化率約 72%に比べ、約 12 ポイント低くなっている状況です。

図表 2-1　南砺市の住宅の耐震化率の現状（H20、H25）

			H20 年調査	H25 年調査	備考
住宅総数		(A=G+N)	16,760	16,350	
	S55 以前のもの	(B=H+O)	8,770	8,260	
	耐震改修工事をした	(C=I+P)	170	490	
	耐震性が不十分	(D=K+R)	7,210	6,560	
	耐震性がある住宅	(E=L+S)	9,550	9,790	
	耐震化率	(F=E/A)	57.0%	59.9%	
内訳	木造戸建住宅	(G)	14,760	14,350	
	S55 以前のもの	(H)	8,230	7,920	
	耐震改修工事をした	(I)	170	480	H20 は(F)×(I)で推計
	（県の耐震改修工事比率）	(J)※1	1.14%	―	
	耐震性が不十分	(K=H×0.88※2−I)	7,080	6,490	
	耐震性がある住宅	(L=G−K)	7,680	7,860	
	耐震化率	(M=(L/G)	52.0%	54.8%	
	共同住宅その他の住宅	(N)	2,000	2,000	
	S55 以前のもの	(O)	540	340	
	耐震改修工事をした	(P)	0	10	H20 は(L)×(O)で推計
	（県の耐震改修工事比率）	(Q)※1	0.11%	―	
	耐震性が不十分	(R=O×0.24※2−P)	130	70	
	耐震性がある住宅	(S=N−R)	1,870	1,930	
	耐震化率	(T=S/N)	93.5%	96.5%	

資料：総務省「住宅・土地統計調査」（平成 20 年、平成 25 年）

※1　H20 年住宅・土地統計調査の市町村集計データには、耐震改修工事の実施件数が無いため、富山県の

データを用いて、耐震改修工事比率を算定し、これを南砺市に準用して耐震改修工事を実施した住宅件数を想定

※２ 国土交通省が行なった都道府県のアンケート調査に基づき、昭和 56 年以前建築の建物の耐震性が不十分な建物の割合として、木造戸建住宅が 88%、共同住宅等が 24%と設定

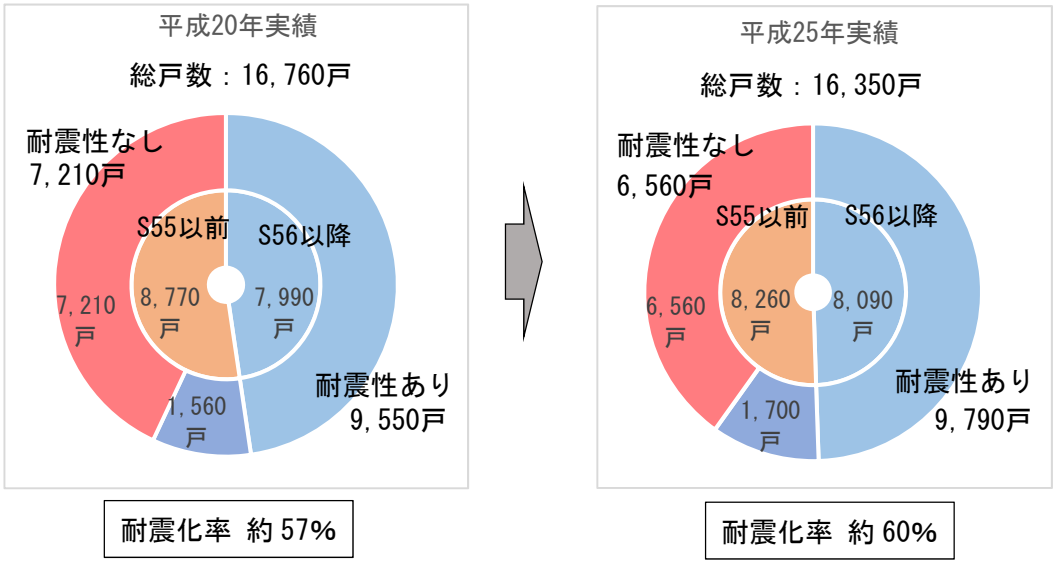

図表 2-2　住宅の耐震化率の現状(H25 年)比較（南砺市、富山県、国）

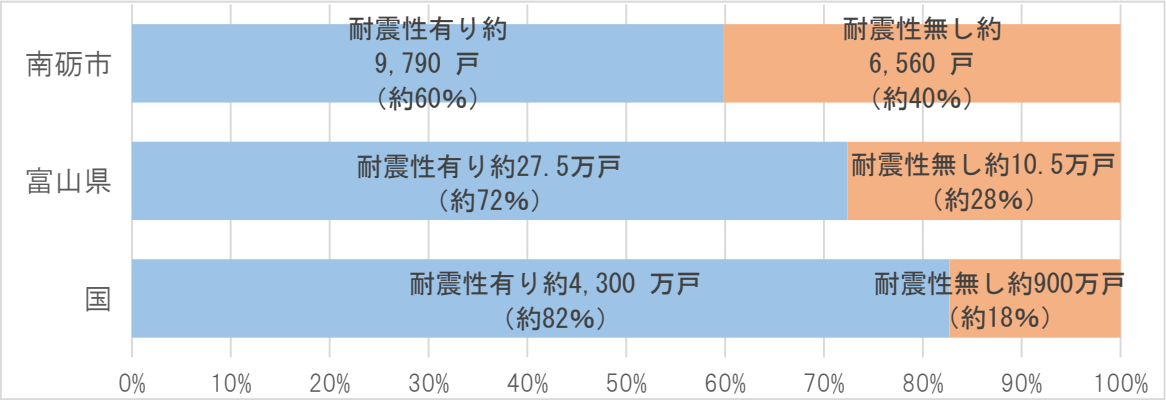

資料：総務省「H25 年住宅・土地統計調査」

（２）耐震化の目標

住宅の耐震化率の将来目標について、国の基本方針(※1)では現状の 82%を平成 32 年までに 95%に、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標に定めています。また富山県の計画(※2)では現状の 72%を平成 33 年までに 85%に、平成 37 年までに 90%にすることを目標にしています。

本市の耐震化率の現状は 60%で富山県全体よりも 12 ポイント低い状況にあります。

耐震化率向上の主な要素として、①耐震改修工事の実施、②S55 以前の耐震性の無い住宅の建替え又は除却等、③新設住宅の増加、の 3 点が考えられますが、とりわけ、本市は、

１住宅あたりの延べ面積が全国１位(※3)であるなど、大きな住宅が多く、耐震改修工事に費用がかかることや、全国と比較して有感地震が少ないため、地震に対する意識が高くないこと、世帯分離の進行により耐震性の無い住宅の建て替えが進んでいないことなどが要因となり、全国及び富山県と比較して耐震化率が低い状況となっています。

これらの状況をふまえ、耐震改修の実施のほか、耐震性を満たす住宅への建替えも含め、意識啓発や周知活動、支援制度の活用などの施策を推進することを前提とし、目標を設定する必要があります。

※1「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（平成 28 年 3 月 25 日／国土交通省告示第 529 号)」

※2「富山県耐震改修促進計画（平成 28 年 10 月改定／富山県)」

※3「平成 25 年 住宅・土地統計調査」による

１）耐震化の目標設定の方法

耐震化の目標は、過去からのトレンド推計値に今後の取組効果（努力目標）を加味して設定します。

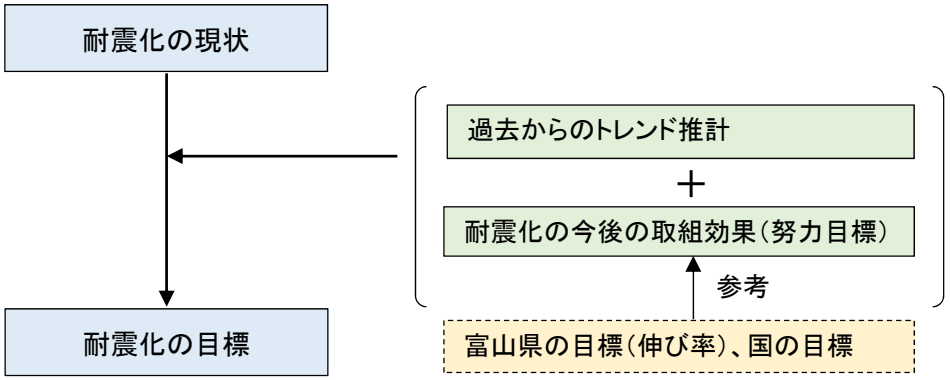

① 南砺市のトレンド推計による将来の見込み値

・H20 年～H25 年の動向から、67%と推計されます。

② 南砺市の今後の取組効果（努力目標）値の想定

・富山県耐震改修促進計画の目標値設定における取組効果（努力目標）と同程度の効果を想定します。

・富山県における取組効果（努力目標）は、過去の動向からのトレンド推計値と目標設定値の差であると考えられます。この差を倍率で表すと、図表 2-3 に見られるように、1.08 倍となります。すなわち富山県の耐震改修促進計画においては、取組効果（努力目標）として約８％上乗せしていると推測されます。南砺市においても約 8%の効果の上乗せを想定します。

・住宅の耐震化戸数についても同様に想定します。（図表 2-4 参照）

図表 2-3　住宅の耐震化率の将来推計

区分		実績			目標			備考
		H15 年	H20 年	H25 年	H32 年	H33 年	H37 年	
南砺市	実績値		57%	60%				
	トレンド推計値					65%	67%	
	目標値					68%	72%	←67%×1.08
富山県	実績値	63%	68%	72%				
	トレンド推計値					79%	83%	今回市が独自に推計したもの
	目標値					85%	90%	目標値 90%/トレンド推計値 83%=1.08 目標値 90%/H25 実績値 72%=1.25
国	実績値、目標値	75%	79%	82%	95%		100%	

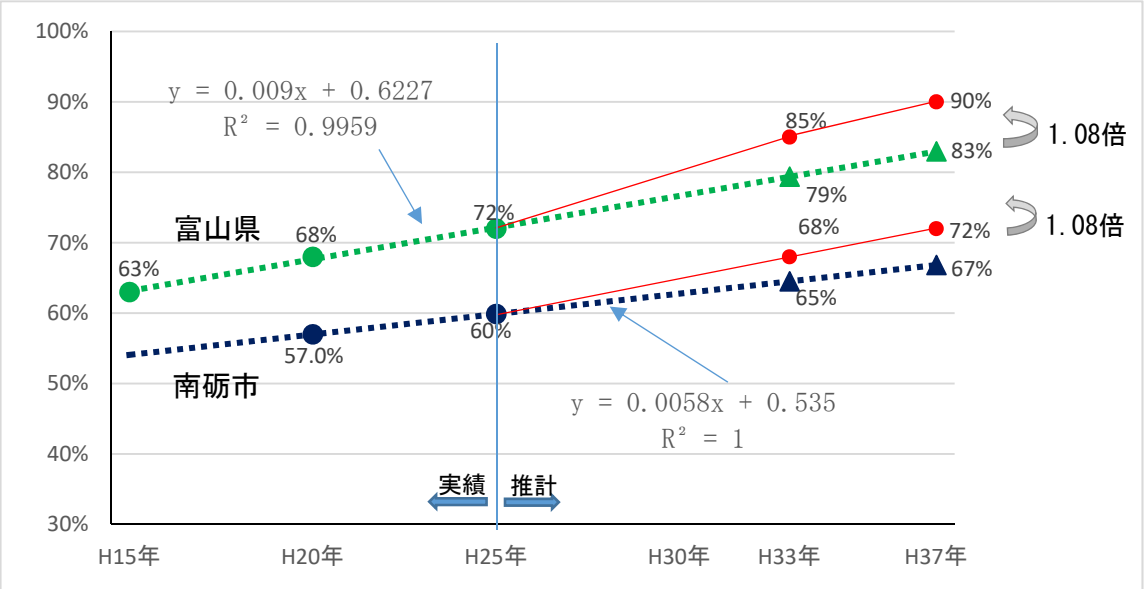

※近似計算式の「R^2」・・・Ｒは相関係数で、データ間の相関を示します。R^2は相関係数の二乗で決定係数とも言い、データと回帰式（近似計算式）がいかに近いかを示す数値で、1.0 に近いほど正確に近似していることを表します。

図表 2-4　南砺市の住宅の耐震化戸数の将来推計

区分		実績		目標		備考
		H20 年	H25 年	H33 年	H37 年	
住宅総戸数	実績値、トレンド推計値	16,760	16,350	15,694	15,366	
耐震性の不十分な住宅戸数	実績値、トレンド推計値	7,210	6,560	5,520	5,000	
耐震性のある住宅戸数	実績値、トレンド推計値	9,550	9,790	10,174	10,366	H37 耐震化率 67%
	トレンド推計値＋取組効果（努力目標）			10,663	11,100	H37 耐震化率 72%

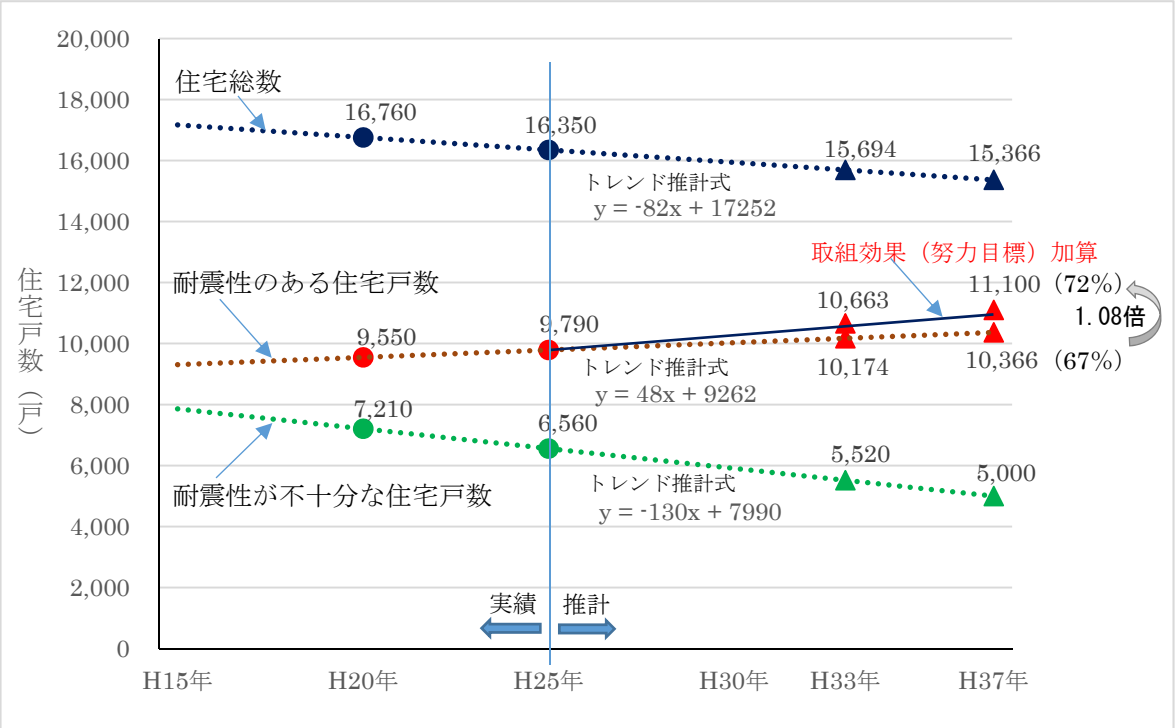

２）耐震化の目標設定

上記１）の作業結果を踏まえて、南砺市の住宅の耐震化の将来（平成 37 年）目標を 72%と設定します。目標達成のためには、平成 25 年～平成 37 年までの 12 年間で約 1,380 戸の耐震化が必要となります。（図表 2-5、図表 2-6 参照）

図表 2-5　国・県・市の住宅の耐震化目標の比較

	現　在	目　標		
	平成 25 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 37 年
南砺市	**６０%**		**６８%**	**７２%**
富山県	７２%		８５%	９０%
国	８２%	９５%		概ね１００%

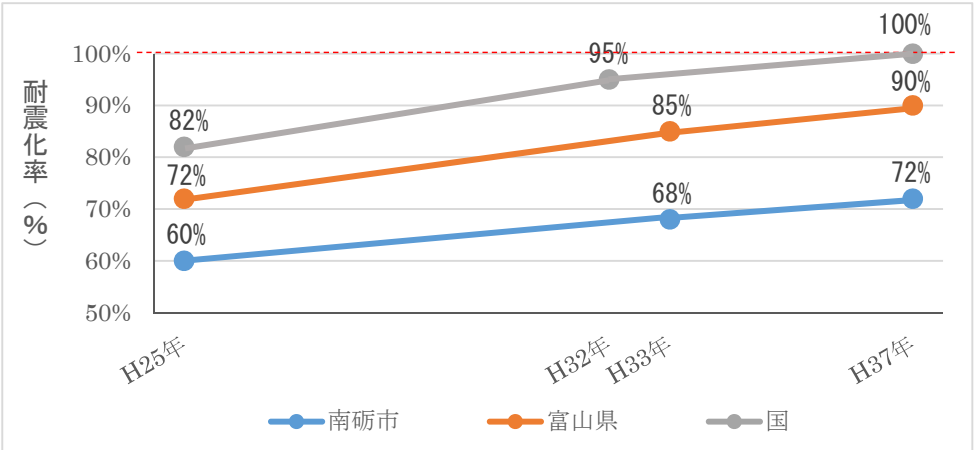

図表 2-6　南砺市の住宅の耐震化の目標

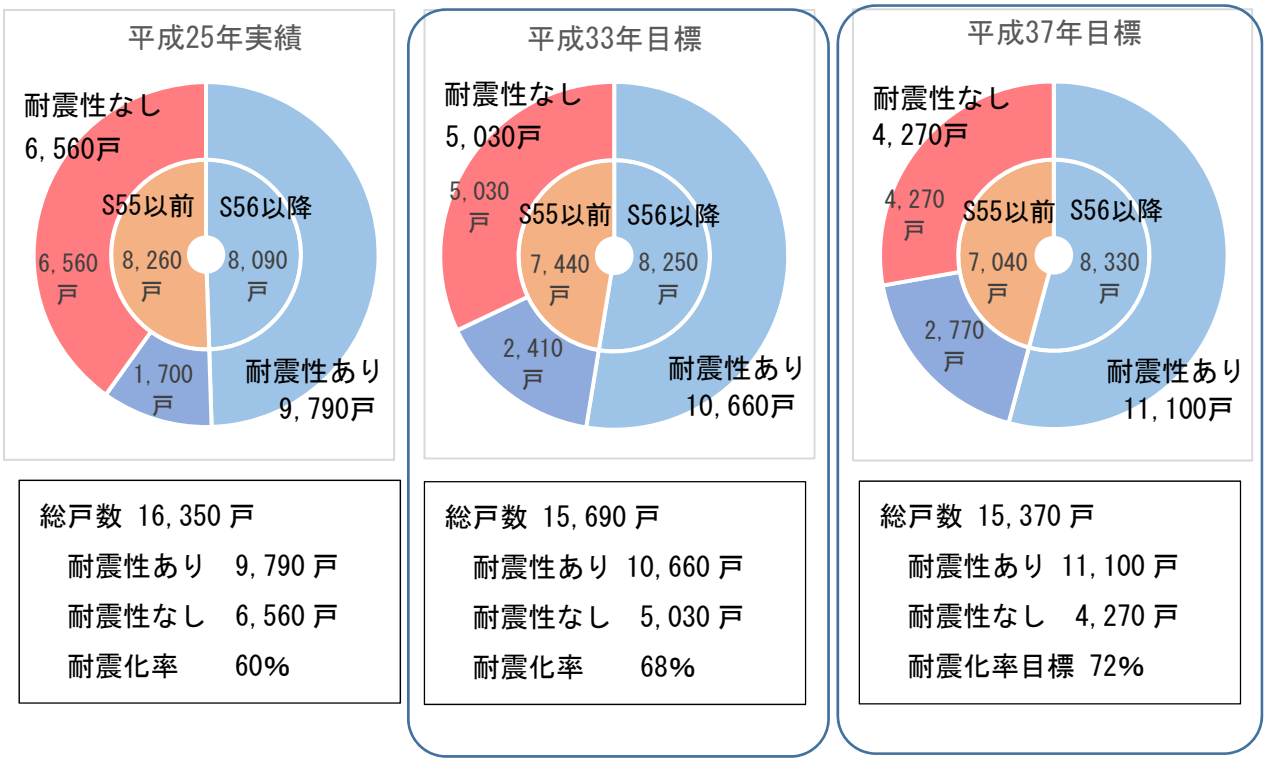

総戸数 16, 350 戸	
耐震性あり	9, 790 戸
耐震性なし	6, 560 戸
耐震化率	60%

総戸数 15, 690 戸	
耐震性あり	10, 660 戸
耐震性なし	5, 030 戸
耐震化率	68%

総戸数 15, 370 戸	
耐震性あり	11, 100 戸
耐震性なし	4, 270 戸
耐震化率目標	72%

２ 特定建築物の耐震化の現状と目標

（１）耐震化の現状

多数の人が利用する特定建築物※1の総数は、公有施設と民間施設を合わせて市内に 143 棟あります。このうち耐震性のあると思われる棟数は 123 棟で、耐震化率は約 86％となります。富山県の耐震化率は 82％※2となっています。

※１ 特定建築物 ： ここでいう特定建築物とは、耐震改修促進法第６条第１号に規定する「多数の者が利用する建築物」のことをいう。
※２ 「富山県耐震改修促進計画」平成 28 年 10 月改定より

図表 2-7　南砺市の特定建築物の耐震化率の現状

種別	所有区分	全数	S56.6.1 以降の建築物	S56.5.31 以前の建築物		耐震化率
				耐震性有り	耐震性不十分	
		A	B	C	D	E=(B+C)/A
1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設	公有	11	5	6	0	100%
庁舎、警察署、消防署、病院、診療所等	民間	4	4	0	0	100%
2. 住民の避難場所として使用される施設及び要配慮者施設	公有	40	24	10	6	85%
幼稚園・保育園、小中学校、高等学校、体育施設、社会福祉施設等	民間	2	2	0	0	100%
3. 比較的滞在時間の長い施設	公有	14	11	2	1	93%
ホテル、旅館、賃貸住宅等	民間	20	14	6	0	100%
4. 多くの者が集まる集客施設	公有	10	4	2	4	60%
劇場、展示場、図書館、集会場、店舗等	民間	8	4	2	2	75%
5. その他の特定建築物	公有	2	0	0	2	0%
事務所、工場、車庫等	民間	32	24	3	5	84%
合計	公有	77	44	20	13	83%
	民間	66	48	11	7	89%
	計	143	92	31	20	86%

前回（平成 20 年度）の耐震化率 77%に対し、今回（平成 29 年度）は 86%となっており、９年間で約９ポイント上昇しています。（図表 2-8）

用途別にみると、多くの者が集まる集客施設の耐震化率がやや低い状況です。（図表 2-9）

所有別にみると、公有施設が民間施設よりもやや耐震化の進捗が遅れている状況にあります。（図表 2-10）

図表 2-8　南砺市の特定建築物の耐震化の進捗状況

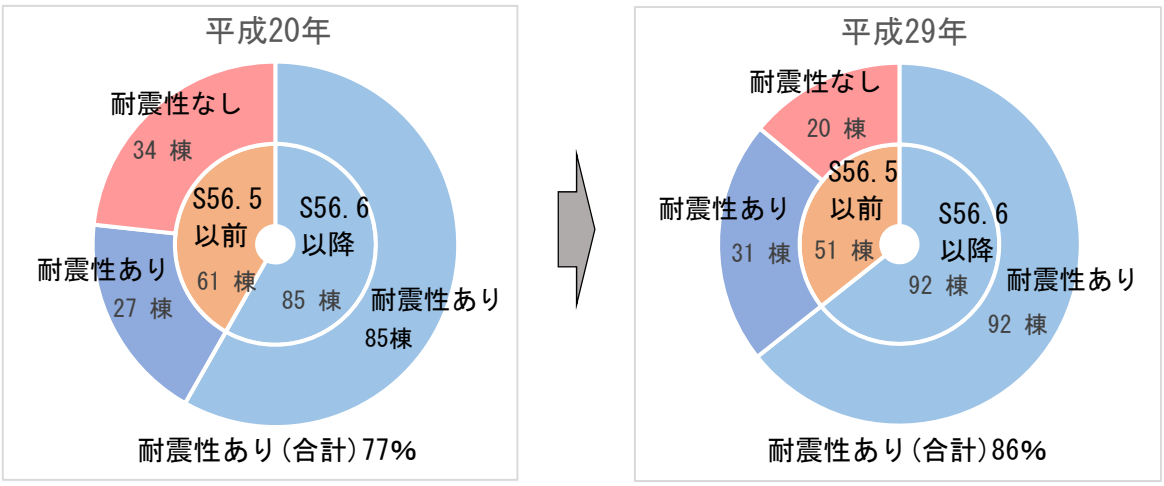

図表 2-9　用途別耐震化の状況

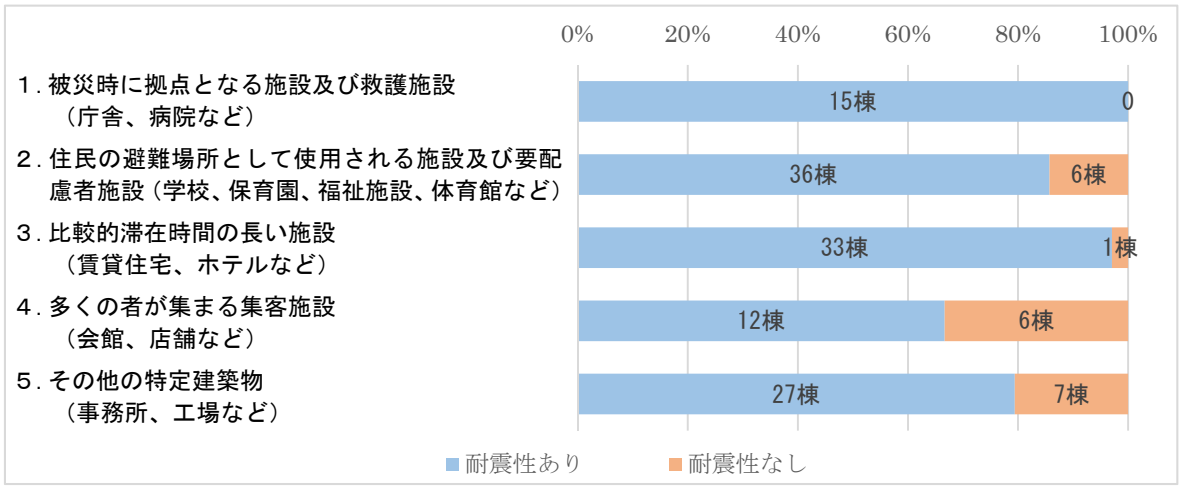

図表 2-10　所有別耐震化の状況

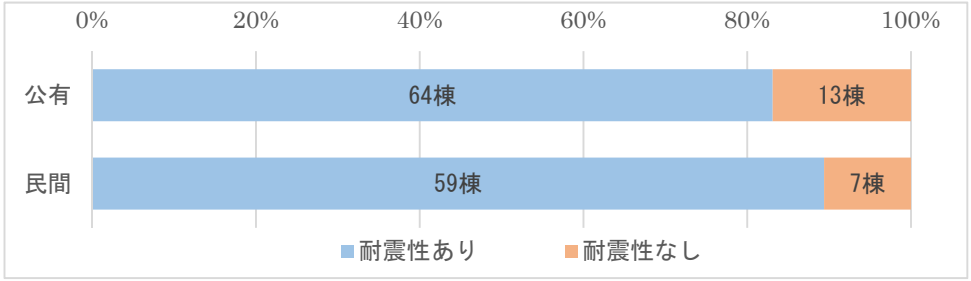

図表 2-11　用途別耐震化率の進捗状況

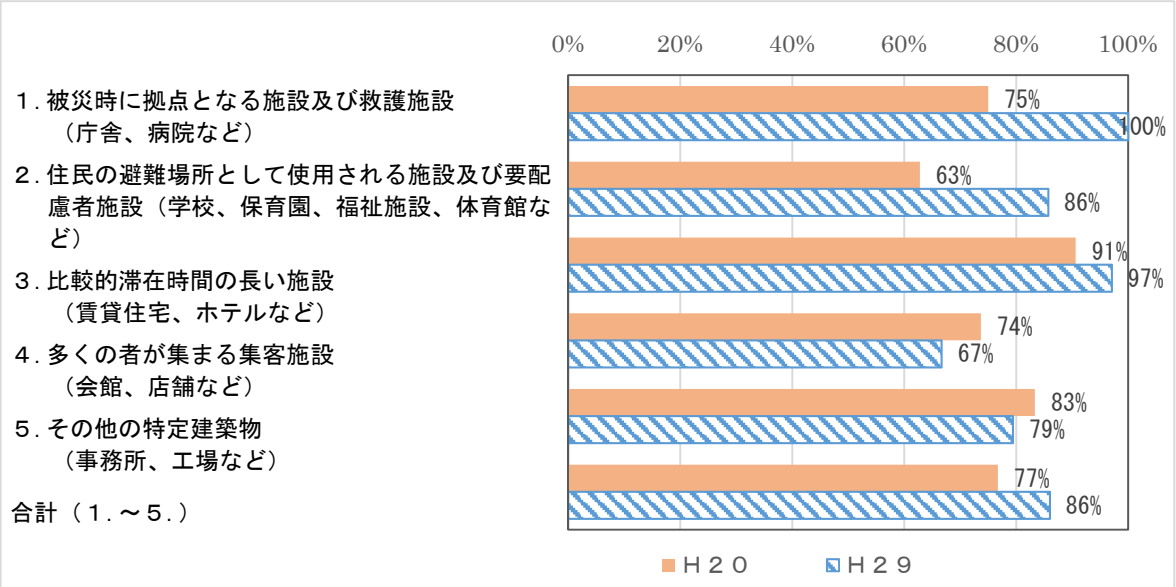

図表 2-12　所有別耐震化率の進捗状況

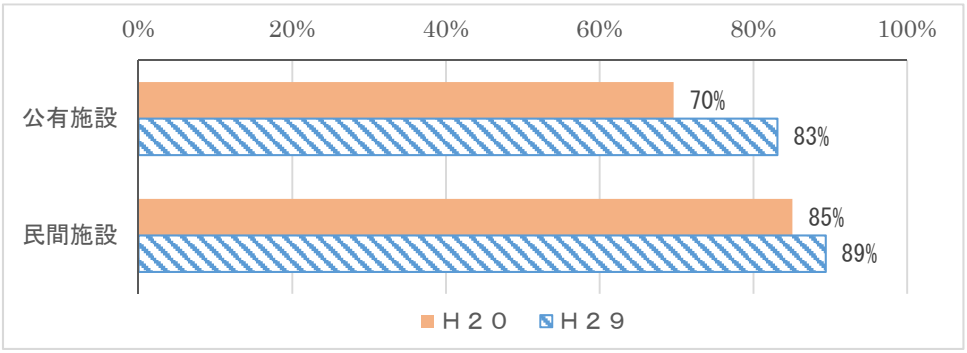

（２）耐震化の目標

多数の者が利用する建築物の耐震化率の将来目標について、国の基本方針では現状の 85%を平成 32 年までに 95%にすることを目標にしています。また富山県の計画では現状の 82%を平成 37 年までに 95%にすることを目標にしています。

本市では、既述のように、平成 20 年度から平成 29 年度の間に耐震化率は約 77%から 86%へ向上し、そのうち公共施設が約 70%から 83%と大きく向上したのに対し、民間施設は 85%から 89%となっています。民間施設の耐震化率が公共施設を上回っていますが、伸び率が高くない状況です。これは、公共施設については財政難や公共施設再編計画が途上であること、民間施設については所有者の耐震化への意識が高くないことや意識啓発のための取り組みが行き届いていないこと等が原因と考えられます。今後は公共施設の耐震化の向上とともに民間施設の耐震化の推進が重要な課題となります。

これらの状況をふまえ、意識啓発や周知活動などの施策を推進することを前提とし、目標を設定する必要があります。

１）耐震化の目標設定の方法

多数の者が利用する特定建築物の耐震化目標は、住宅の場合と同様に、南砺市の過去からのトレンド推計値に今後の取組効果（努力目標）を加味して目標値を設定します。

取組効果（努力目標）については、国や富山県のトレンド推計値と目標値を参考に設定します。

２）耐震化の目標

災害時に重要な役割を担う施設や避難場所、高齢者や子どもなどの要配慮者の滞在する施設については、計画的に耐震化を図ります。また多くの者が集まる集客施設や事務所・工場などの民間施設に対して耐震化の普及啓発を図り、公共施設再編計画の進捗に伴う用途変更や取壊しにより特定建築物全体としての耐震化率を 95%にすることを目指します。

図表 2-13　特定建築物の耐震化率の将来推計

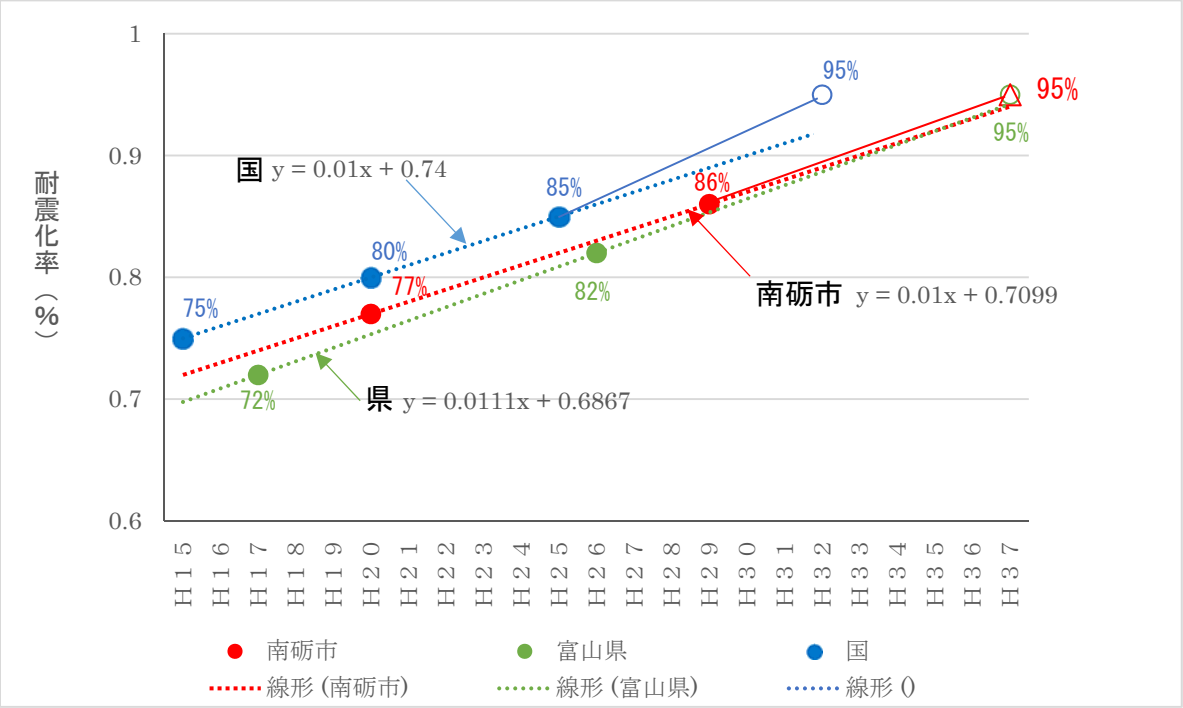

図表 2-14　国・県・市の特定建築物の耐震化目標の比較

	現　在	目　標
南砺市	**８６％（平成 29 年）**	**９５％（平成 37 年度）**
富山県	８２％（平成 26 年）	９５％（平成 37 年度）
国	８５％（平成 25 年）	９５％（平成 32 年）

図表 2-15　南砺市の特定建築物の耐震化の目標

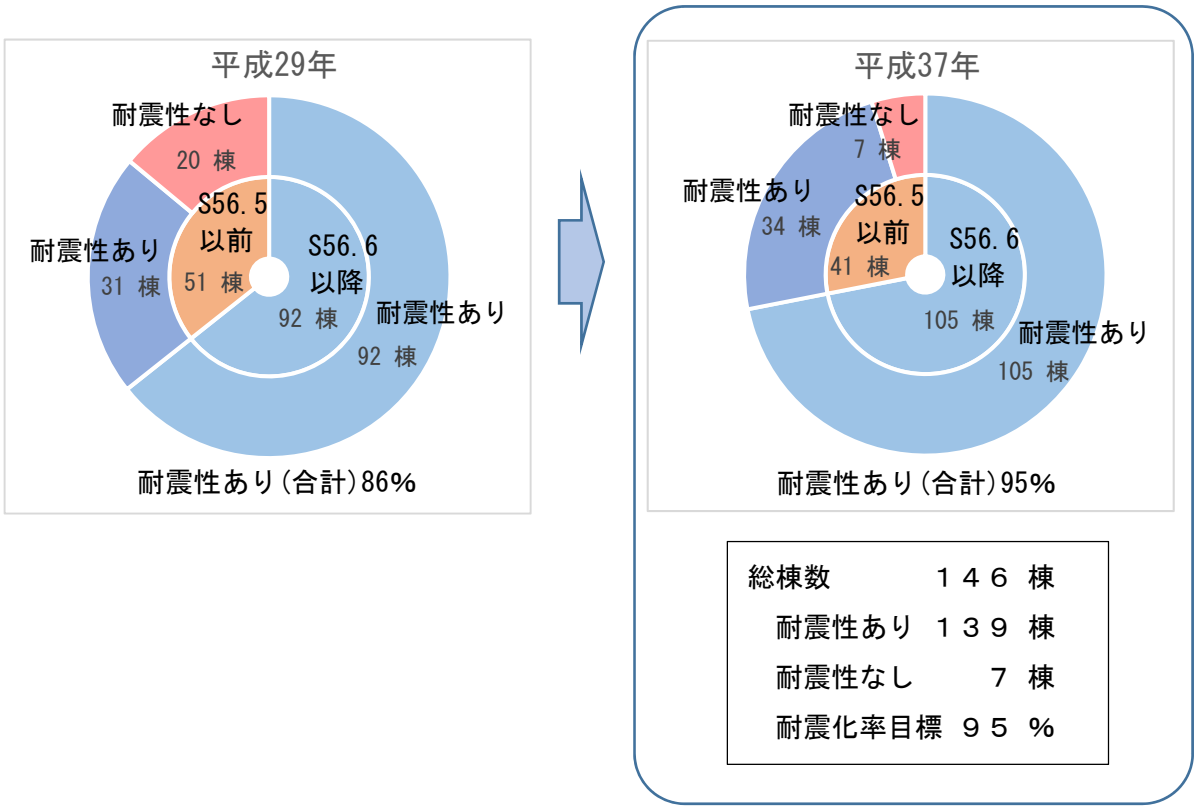

３ 優先的に耐震化すべき市有建築物

本計画では、地震災害時において災害対策拠点機能等を確保する上で重要な施設、及び多数の者が利用する施設については､優先的に耐震化の促進を図っていく必要があります。この観点から、災害時の拠点施設（庁舎等行政施設)、医療施設（病院、診療所)、学校施設、保育施設、市営住宅の耐震化の目標を設定します。

（１）耐震化の現状

市有施設の耐震化の現状については、庁舎・病院等が 93%で、学校が 100%、保育園が 100%、市営住宅が 97%で、全体では 98%となっています。(図表 2-16)

図表 2-16　優先的に耐震化すべき市有建築物の耐震化状況

種　別	全　数	S56.6.1 以降の建築物	S56.5.31 以前の建築物		耐震化率
			耐震性有り	耐震性不十分	
	A	B	C	D	E=(B+C)/A
１ 庁舎・病院等	15	8	6	1	93%
２ 学校	36	21	15	0	100%
３ 保育園	12	12	0	0	100%
４ 公営住宅・特定公共賃貸住宅・地域特別賃貸住宅・賃貸住宅	71	61	8	2	97%
合　計	134	102	29	3	98%

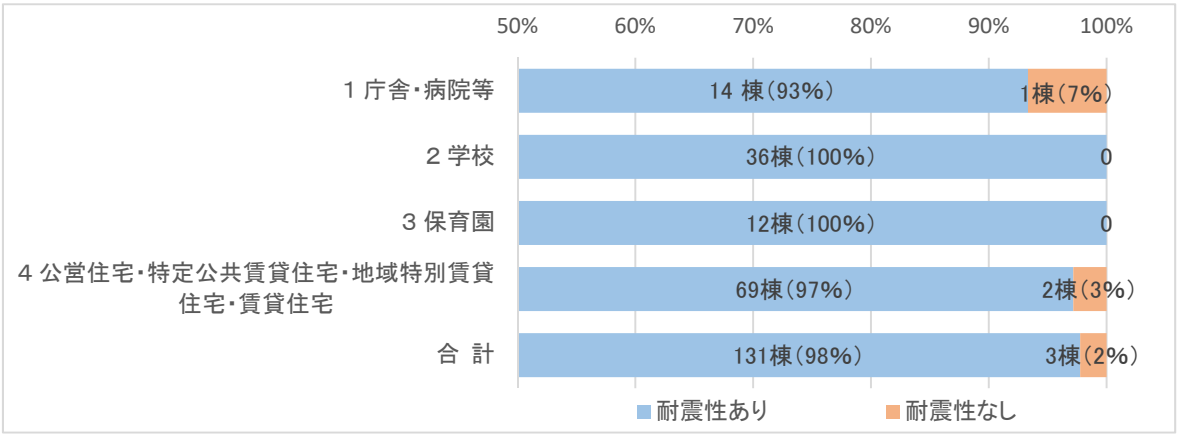

（２）耐震化の目標

優先的に耐震化すべき市有施設の耐震化の目標は、過去からの動向を踏まえ、ほぼ 100%（平成 37 年）を目指します。

図表 2-17　優先的に耐震化すべき市有施設の耐震化の目標

用途	区分	平成 20 年	平成 29 年	平成 37 年
1 災害時の拠点施設等（庁舎・病院・診療所）	耐震性あり	13	14	
	耐震性なし	4	1	
	合計	17	15	
	耐震化率	76%	93%	100%
2 学校（小中学校の校舎・体育館）	耐震性あり	27	36	
	耐震性なし	15	0	
	合計	42	36	
	耐震化率	64%	100%	100%
3 保育園	耐震性あり	18	12	
	耐震性なし	19	0	
	合計	37	12	
	耐震化率	49%	100%	100%
4 公営住宅等（公営住宅・特定公共賃貸住宅・地域特別賃貸住宅・賃貸住宅）	耐震性あり	68	69	
	耐震性なし	4	2	
	合計	72	71	
	耐震化率	94%	97%	100%
合 計	耐震性あり	126	131	
	耐震性なし	42	3	
	合計	168	134	
	耐震化率	75%	98%	100%

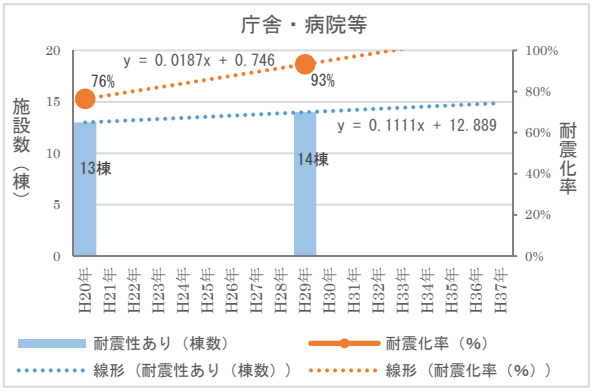

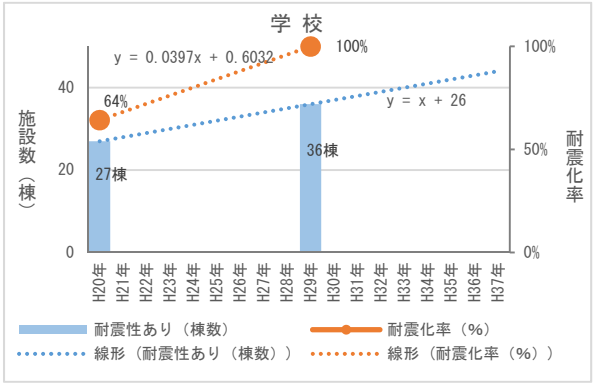

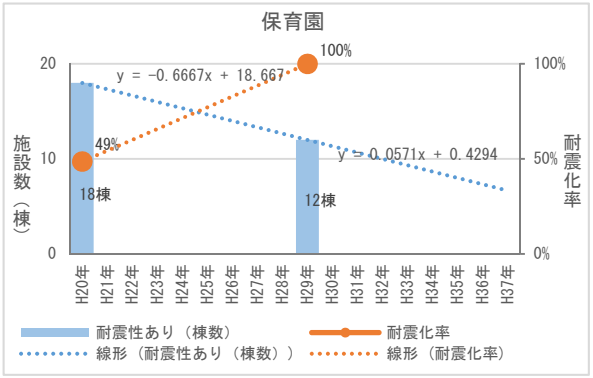

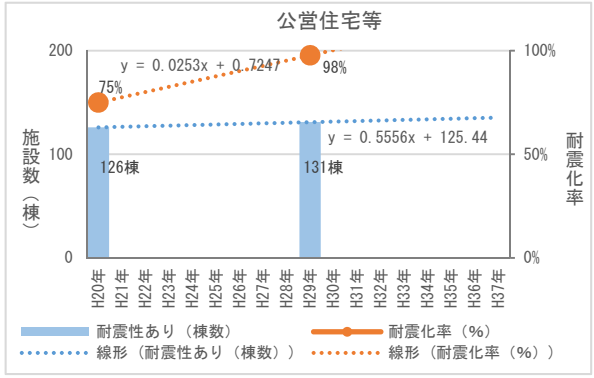

第３章　住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

１ 耐震化の基本的な取組方針

これまで多数の者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていましたが、平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、部材の劣化度及び耐力から評価する耐震診断及び必要に応じて耐震改修を行なうことが努力義務とされました。

このことからも、既存建築物の耐震化を促進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果していくことが極めて重要になります。

市は、県との連携の中で、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により市内全域において、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。

（１）所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要です。

特に、要緊急安全確認大規模建築物等の所有者は、義務付けされた耐震診断の結果に基づき、必要に応じて耐震化に努めることが求められています。

（２）県と市の役割

県は、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努め、市は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努めるものとします。

① 県計画、市計画の改定
② 耐震化支援策の実施
③ 相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
④ 建築関係団体・自治会などの地域との連携・調整

（３）建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保のための技術的な支援に努め、行政と連携し、情報提供、啓発等を実施し、耐震化の促進に努めるものとします。

２ 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市は、住宅・建築物の所有者等に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

○耐震診断・耐震改修に対する支援制度

事業名	対象		内容		補助	
	住宅	非住宅	診断	改修	国庫	その他
木造住宅耐震診断支援事業	○		○		○	
木造住宅耐震改修支援事業	○			○	○	
リフォーム等支援事業（市独自助成）	○			○		○
住みよい家づくり資金融資制度（県独自助成）	○					○
住宅・建築物安全ストック形成事業		○	○	○	○	
耐震改修促進税制	○	○		○		

（１）住宅の耐震化支援

① 木造住宅耐震診断支援事業

県では、耐震診断を希望する木造住宅の所有者の求めに応じて、富山県から委託を受けた（一社）富山県建築士事務所協会が建築士を派遣して、調査・診断を行うとともに、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援しています。

○木造住宅耐震診断支援事業の制度概要

対象建築物	申込者負担		補助率
・木造一戸建で、階数が２以下 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工して建てられたもの ・在来軸組み工法であるもの	延べ面積 280 ㎡以下	図面有　2,000 円	県　約 9 割
	〃	図面無　4,000 円	
	延べ面積 280 ㎡超	図面有　3,000 円	
	〃	図面無　6,000 円	

② 木造住宅耐震改修支援事業

耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市が連携して耐震改修工事に対して補助金を交付し、耐震化を支援しています。なお、１住宅あたりの延床面積が全国１位である状況等をふまえ、建物の倒壊から人命を守る可能性を高めることを目的とした、部分的な改修への支援も平成 26 年度より行っています。

○木造住宅耐震改修支援事業の制度概要

対象工事	補助金額	補助率
■適用条件 ア 木造の一戸建で、階数が２以下 イ 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工 ウ 在来軸組工法によるもの エ 部分的な改修工事も対象 ■以下の３つのメニューのいずれかに該当する工事 Ⅰ 建物全体（1階+2 階)をIw値 1.0 以上に改修 Ⅱ １階の主要居室(寝室・居間等)だけをIw値 1.5 以上に改修 Ⅲ １階(全体)だけをIw値 1.0 以上に改修	限度額 60 万円	工事費の【2/3】 県　　1/3 市町村 1/3

※「Iw値」・・・国土交通省によって定められた木造住宅の構造耐震指標（耐震性能）で、Iw 値の数字が大きいほど、地震に抵抗する力が強いことを意味します。一般に、Iw 値 1.0 以上あれば大地震（震度６強程度）に対して倒壊・崩壊する可能性が低いと言われています。ちなみに、鉄筋コンクリート造の建物の場合は「Is 値」で表します。

③ リフォーム等支援事業（市独自の助成制度）

定住促進、多世代同居推進の一環として、住宅の建替え、リフォーム等に際し、市独自の支援制度を設けています。これらの制度の利用と合わせて耐震化も支援します。

○三世代同居推進住宅改修等助成金の制度概要

対象工事	補助金額	補助率
■適用条件 三世代同居世帯（親世代＋子世代＋孫世代）の住宅所有者が行なう同一敷地内の新築、建替え、リフォーム工事について助成 ■対象：平成26年4月1日以降に契約した50万円以上の対象工事 ア 三世代夫婦世帯（親世代＋子世代＋孫世代夫婦） イ 三世代家族世帯（親世代＋子世代＋孫世代） ウ 三世代新婚世帯（親世代＋子世代＋孫世代新婚夫婦）	限度額 ア　30 万円 イ　10 万円 ウ 100 万円 ※山間過疎地域は1.5もしくは2.0倍	対象工事費の【1/5】

○転入等世帯リフォーム助成制度の概要

対象工事	補助金額	補助率
山間過疎地域に転入または転居して３年を越え10年以内の世帯が行なうリフォーム工事について助成 対象：平成27年4月1日以降に契約した50万円以上の対象工事	限度額 30 万円	対象工事費の【1/5】

○南砺市の木利用促進事業の制度概要

対象工事	補助金額	補助率
市内で自ら居住する１戸建て木造住宅（店舗併用住宅、車庫等の付属建物を含む）の新築・増改築において、南砺市産木材を３㎥以上使用し、かつ建築士資格者が設計したもの。（１世帯１回限りの補助）	限度額 50 万円	補助額 南砺市産木材の使用量１㎥当たり【2万円/㎥】

④ 住みよい家づくり資金融資制度（県独自の融資制度）

子育て世帯及び県外からの定住世帯の耐震化リフォーム融資の利率優遇や、三世代同居向け融資利率等を実質無利子化します。

一般世帯の耐震改修への融資などがあります（融資額 500 万円以内、融資利率 1.7%（固定金利）、償還期間 15 年以内）

対象工事	融資利率	利子補給
■子育て世帯及び県外からの定住世帯への融資 ・新築、購入（中古住宅・マンションを含む） ・各種リフォーム（キッチン・浴室・トイレ・玄関・居室のうち少なくとも１つを増設又は改修する工事）	1.6%(固定金利)	子育て世帯の多子同居、三世代同居世帯については利息相当額を全額利子補給により実質無利子化 子育て世帯の三世代近居及び県外からの定住世帯については利息相当額のうち0.6%分の利子に相当する額を利子補給
■一般世帯の耐震改修への融資 ・富山県木造住宅耐震改修支援事業の要件に合致する住宅にリフォームする	1.7%(固定金利) 限度額 500万円	

（２）建築物の耐震化支援

① 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援

耐震診断が義務付けされた民間の大規模建築物の所有者に対し、県と市が連携して耐震診断・耐震改修工事費に対して補助金を交付し、耐震化を支援します。

○住宅・建築物安全ストック形成事業（要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援）の概要

対象事業	対象建物	補助率
耐震診断	要緊急安全確認大規模建築物	【5/6】 国　1/2 県・市町村 1/3
耐震改修	災害時の活用等の協定を締結する不特定多数が利用する要緊急安全確認大規模建築物	【44.8%】 国　1/3 県・市町村 5.75%

（３）国による住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知

① 耐震改修促進税制（※）

対象	対象となる税	内　　容
住宅	所得税	昭和56年5月31日以前に建築された住宅について、平成33年12月31日までに耐震改修工事をした場合、当該工事にかかる標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）を工事年分の所得税額から控除
	固定資産税	昭和57年１月１日以前から所在する住宅のうち、平成30年3月31日までに耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から１年間、固定資産税の税額を1/2減額（工事完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、2 年間、1/2 減額）
建築物	所得税 法人税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成 27 年 3 月 31 日までに耐震診断結果の報告を行った者が、その報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の 25%の特別償却
	固定資産税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、平成32年3月31日までに国の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から２年間、固定資産税額を1/2 に減額（改修工事費の2.5%が限度）

② 住宅ローン減税（※）

10 年間、ローン残高の１%を所得税額から控除

（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100 万円以上の工事が対象）

③ 住宅金融支援機構による融資制度（※）

対象	融資限度額	金　　利
個人	1,000 万円（住宅部分の工事費の 80%が上限）	償還期間10年以内0.59%、11年以上20年以内0.84% 死亡時一括償還型融資の活用が可能（（一財）高齢者住宅財団による保証）
マンション管理組合	500万円/戸（共用部分の工事費の80%が上限）	耐震改修工事を実施する場合：償還期間10年以内0.30%、11年以上20年以内0.55%（（公財）マンション管理センターの保証が条件）

（※）金利は、平成 30 年１月現在（住宅金融支援機構）

④ 住宅ストック循環支援事業（※１）

建物状況調査（インスペクション）を実施し、既存住宅売買瑕疵保険に加入する既存住宅の取得や耐震性が確保された省エネ改修、一定の省エネ性能を有する住宅への建替えに対してその費用の一部について支援する制度

補助事業者	内　　容
リフォーム事業者 宅建業者 建設業者 インスペクション事業者 （補助内容により異なります）	・住宅のエコリフォーム等を実施した場合に、リフォーム費用に対し最大30 万円/戸を補助（耐震改修を行う場合は 45 万円/戸） ・若者（40歳未満）が既存住宅を購入した場合に、インスペクション費用に対し５万円/戸を補助 ・耐震性のない住宅等を除却し、エコ住宅に建替えた場合に、建設費用に対し30 万円/戸を補助（認定長期優良住宅やさらに省エネ性能の高い住宅の場合は40 万円/戸又は 50 万円/戸を補助）

（※１）税制、支援は平成 28 年 10 月、減税・融資は平成 28 年 2 月現在の制度

３ 大地震に備えた事前対策の推進

（１）地震時の総合的な安全対策

住宅・建築物の耐震化に加え、地震時の総合的な安全性を確保するため、県と連携し、以下の取り組みを推進します。

①窓ガラス、外壁、屋外看板等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、看板など、建築物の外装材の損壊・落下による被害も懸念されます。

このため、地震発生時に建築物からの落下物による通行人への危害を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理の啓発に努めます。

① ブロック塀等の倒壊防止対策

地震時において、コンクリートブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を加えることや道路をふさぐことがあります。県と連携し、パンフレットの配布等を通じて、市民にその危険性を周知し、補強・耐震化を呼びかけるとともに、ブロック塀に代わり、安全性の高い生垣の設置等の普及に努めます。

③エレベーター・エスカレーターの防災安全対策

県と連携し、エレベーター・エスカレーターの定期報告等の機会を活用し、地震時のリスク等を建築物所有者等に周知することで、耐震安全性の確保を促進します。エレベーターの所有者・管理者に対しては、地震時に最寄り階に自動的に停止する装置（地震時管制運転装置）の設置を指導するとともに、市民らにはエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等について助言及び周知の徹底を図ります。

④天井等の落下防止対策

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことをふまえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、県と連携し、既存建築物について定期報告制度等を活用した情報把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう啓発に努めます。

② 家具の転倒防止対策等

家具の転倒等が地震時の死傷の原因となることから、避難通路の妨げとなるおそれがあるため、家具の転倒防止対策の重要性や、その対策ともなる居間・寝室などの部分的な耐震改修について周知し対策を促進します。

○家具の転倒防止策

タンス・棚類	Ｌ型金物、つっぱり棒で固定する。
テレビ・パソコン	できるだけ低い位置に置き、滑り止めやバンド等で固定し、上には何も置かないようにする。
窓・ガラス面	窓ガラスだけでなく、戸棚、額縁等のガラス面にも飛散防止フィルムを貼っておく。
照明器具	できるだけ天井面に直接取り付けるものを選ぶ。吊り下げ型は揺れ・落下防止のためにチェーンや金具で数箇所留めておく。
冷蔵庫	専用のバンドや針金で、壁面に固定する。

⑥感震ブレーカー等の設置による震災時の火災対策

過去の大震災における火災の原因の多くが電気に関係するものとされており、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーはその有効な対策とされているため、設置の重要性を周知し対策を促進します。

（２）被災建築物応急危険度判定等の体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラス・屋根瓦の落下、附属設備等の危険性を判定する『応急危険度判定士』や『被災宅地危険度判定士』の確保に努めます。

（３）倒壊等により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策

少子高齢化の進行に伴い、今後、大規模な地震が発生した際に、倒壊等により、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがある空き家の増加が懸念されます。

その除却等を適切に進めるため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき空家等対策計画を策定し、特定空家(※)等への措置等に取り組みます。

また、空き家を放置されないよう、不動産等の関係団体との情報交換や、関係団体が実施する普及啓発への支援を行うなど、より一層の連携・協力を図り、官民が一体となった総合的な空き家対策に取り組みます。

(※)特定空家：「空家等対策の推進に関する特別措置法」による、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にあると認められる空家等

（４）がけ地近接等危険住宅移転事業の実施

地震時におけるがけ地付近に位置する住宅は、住宅そのものの倒壊等だけではなく、がけ地の崩壊などによる被害が想定されるため、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を推進することにより、地震に伴うがけ崩れ等による住宅の災害防止に努めます。

（５）土砂災害対策改修に関する事業

地震等の災害時にがけ崩れ等の被害が発生する恐れのある土砂災害特別警戒区域内の住宅について、県と連携し、国の支援制度の活用による、土砂災害に対して安全な構造とする改修工事や防護壁の設置などに関する助言等を行ないます。

（６）地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

市では、土砂災害危険箇所において、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害危険箇所の公表・周知徹底及び適切な土地利用の誘導等、土砂の災害危険箇所の予防措置に努めています。

がけ地付近に位置する住宅は、地震の揺れによる住宅自体の倒壊等だけではなく、がけ地の崩壊などによる被害が想定されるため、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域に所在する住宅については、その移転促進を図ることによって地震に伴うがけ崩れ等による住宅の災害防止を図ります。

４ 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等

（１）耐震診断が義務付けられた大規模な建築物（※1)について

耐震診断が義務づけられた大規模な建築物については、耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた場合に、耐震改修や建替えが早急に出来るよう、市は国や県と連携して耐震改修に対して支援を行うこととし、支援制度を周知し、耐震化を促進します。

（※1）要緊急安全確認大規模建築物（P4 参照）

（２）防災拠点施設(※2)について

庁舎や避難所等の防災拠点施設（大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物）について、本市においては、概ね耐震化が図られていることから特にその耐震化を進める必要がある施設として県計画への位置付け（※3）を希望するものは現状においてありません。

（※2）要安全確認計画記載建築物（P4 参照）

（※3）県では、市町村の地域防災計画に記載の官公署、病院、避難所等の防災拠点施設のうち、市町村が特にその耐震化を進める必要があるものとして県計画への位置付けを希望するものを指定することができる。指定した場合、耐震診断が義務付けられる一方、耐震改修工事を実施する際の国からの補助率が上がる（1/3 から 2/5 へ）メリットがある。

（３）避難路沿道建築物(※2)について

県では、富山県地域防災計画に定める緊急通行確保路線について、①相当数の建築物が集合する地域を通過すること、②市町村の区域を越える相当数の者の円滑な避難を困難とすること、③迂回路の有無、などの観点から検証し、道路整備率が日本一である状況なども踏まえ総合的に判断した結果、その沿道建築物について耐震診断を義務化等する避難路として指定する必要のある路線は無いとの報告がされています。

本市においても県と同様の視点から、耐震診断を義務化等する避難路として指定する必要のある路線は、現状においては無いと判断されます。

ただし、地震発生時における交通の確保は救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等の各種応急対策活動の基盤としてきわめて重要な課題であるため、地震が発生した場合の、緊急通行確保路線の通行の確保について、その重要性を周知します。

また、緊急通行確保路線については、広域的な避難・物資搬送等の観点から、橋梁の耐震化や長寿命化が進められているところであり、道路の整備・維持管理を担う道路部局をはじめとして、災害時に実際に使用する立場である警察・消防などの関係部局との連携体制を整備します。

（※2）要安全確認計画記載建築物（P4 参照）

図表 3-1　南砺市緊急通行確保路線（概略図）

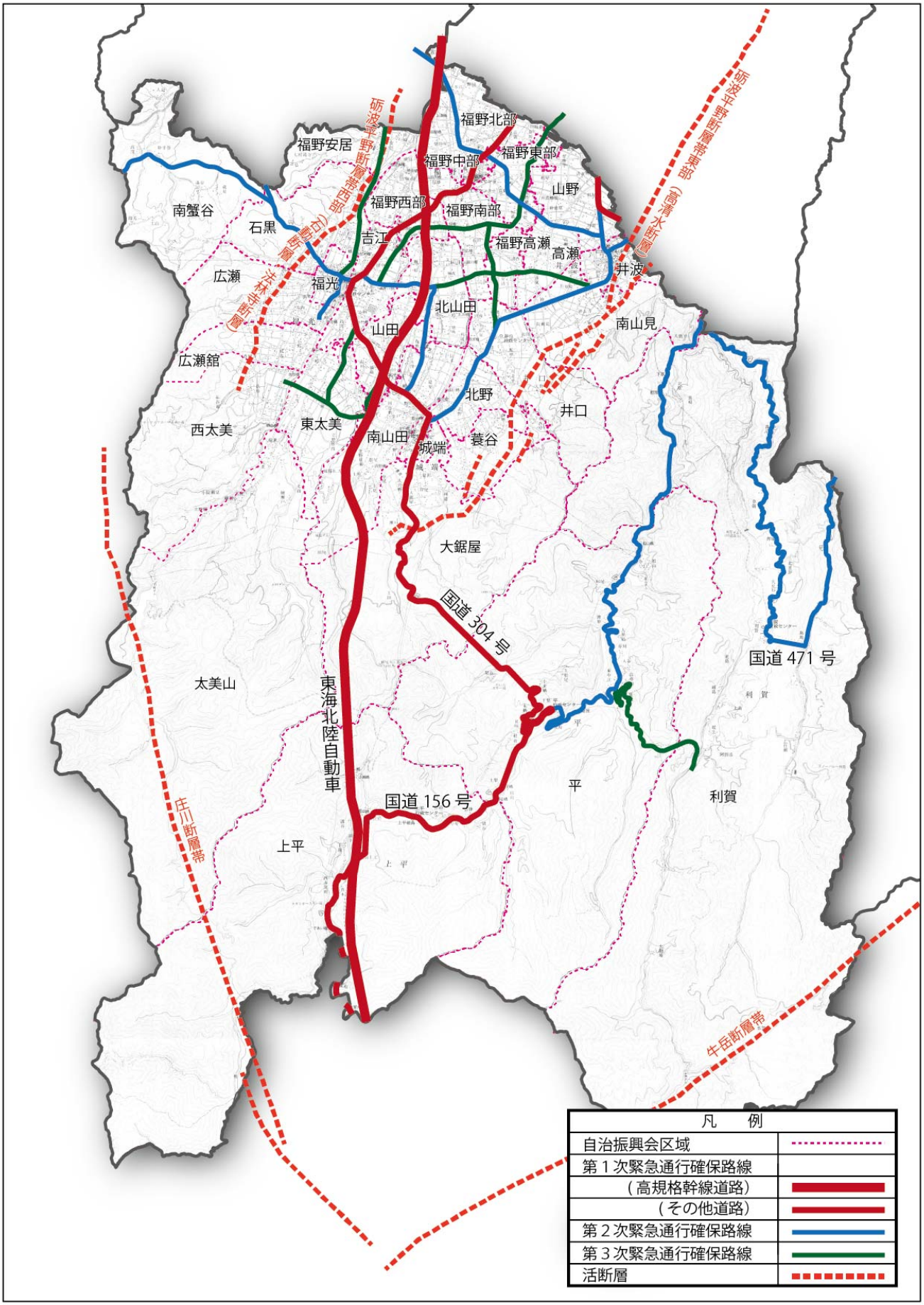

緊急通行確保路線	路線数	道路延長（km）
第１次緊急通行確保路線	4	74.9
第２次緊急通行確保路線	9	87.2
第３次緊急通行確保路線	8	37.8
合　　計	21	199.9

ア）第１次緊急通行確保路線

・広域的な輸送に不可欠な高速道路、一般国道、一般国道とインターチェンジ及び輸送拠点を結ぶ幹線道路

・広域的に拠点となる施設に接続する幹線道路

・富山県地域防災計画で指定している緊急通行確保路線

イ）第２次緊急通行確保道路

・各地区の拠点避難施設を相互に接続する幹線道路

・第１ 次緊急通行確保路線を相互に補完する道路

ウ）第３次緊急通行確保路線

・記路線を相互に補完する幹線道路（迂回ルート）

（４）各種認定制度等による耐震化の促進

「耐震改修計画の認定」や、新たに創設された「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、以下のとおりの特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し制度活用の普及促進を図ります。

○認定制度の特例措置等の概要

認定	特例措置メリット等
耐震改修計画の認定（法第17条）	耐震性を向上させるために増築を行うことで、容積率・建ぺい率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁(※)がやむを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該制限は適用されません。
建築物の地震に対する安全性の認定（法第22条）	建築物の所有者が所管行政庁（※）に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、上記のようなマークを建築物等に表示することが出来ます。
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（法第25条）	「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有権築物（マンション等）は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件を区分所有者および議決権の各1/2超に緩和（区分所有法の特例で、特例が無い場合は3/4以上）

（※）所管行政庁とは、耐震改修促進法第２条第３項の「所管行政庁」をいう。（県、富山市、高岡市）

第４章　住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

１　相談体制の充実

市は、建築行政担当部署において、建築物の耐震化に関する相談窓口を設置するとともに、建築関係団体で構成する「とやま住まい情報ネットワーク」が設置している「とやま住宅相談所」や、井波、福野、福光の各地域住宅相談所との連携を図りながら、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要などの耐震化へ向けての普及啓発に努めます。

さらに、建築防災週間等の各種行事やイベントの際には、市民へ建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ることや、建築関係団体へも耐震化へ向けての普及啓発活動を促進します。

図 4-1　関係機関と連携した相談体制イメージ

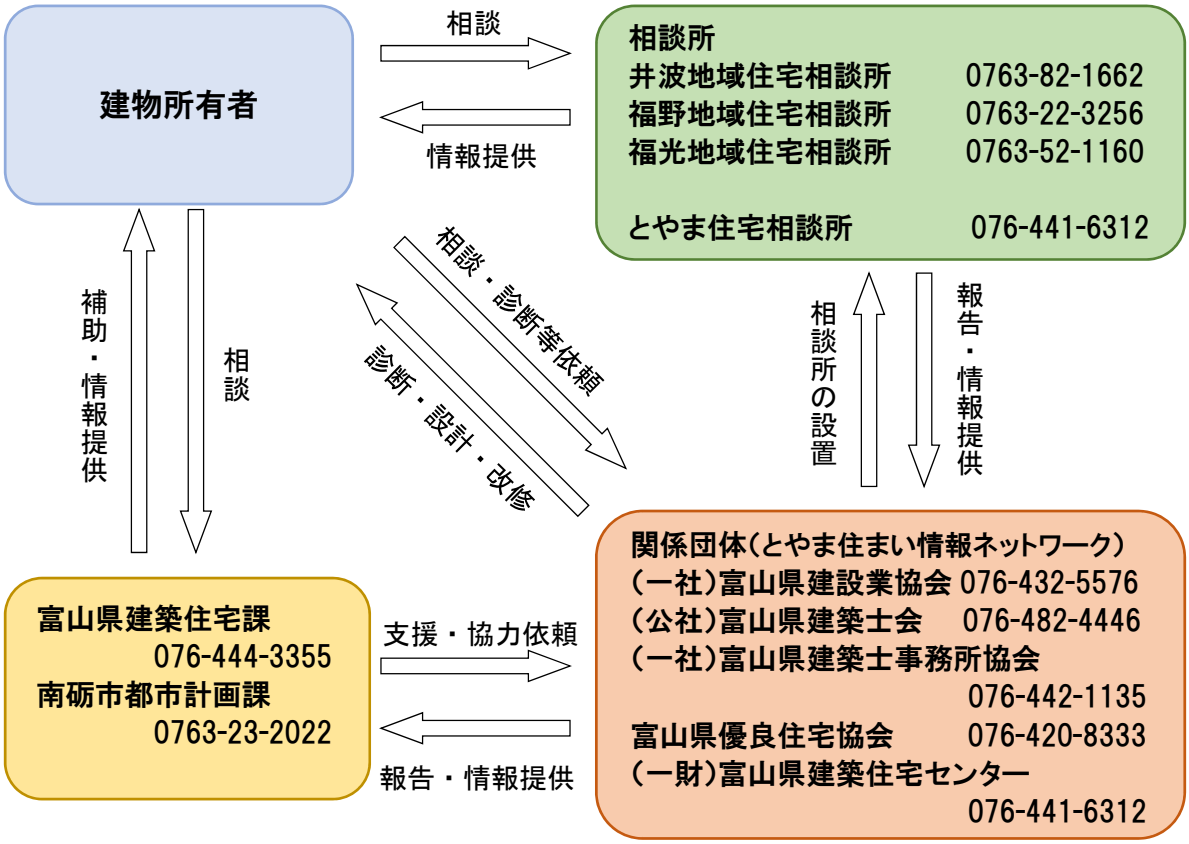

※とやま住まい情報ネットワークとは、（一社）富山県建設業協会、（公社）富山県建築士会、（一社）富山県建築設計事務所協会、富山県優良住宅協会及び（一財）富山県建築住宅センターを正会員とし、富山県土木部建築住宅課及び富山県消費生活センターを協力会員とした住まいづくりに対する意識の向上や支援を行うとともに、住宅相談や住情報の提供を行うことにより、豊かな住生活の実現に貢献することを目的としている団体。

※とやま住宅相談所は、①住宅のバリアフリー化などに関する相談、②住宅・建築に関するまちづくりの相談等、③住宅の資材、部品、生活関連商品に関する相談、④施工または構造に関する技術相談、⑤リフォーム、アスベスト関係に関する相談などを受けている。相談は無料。

２ パンフレットや耐震改修工事事例集の配布等、啓発活動の実施

（１）パンフレット等の配布や適切な情報提供

県では、木造住宅の耐震診断や改修方法・改修支援事業等を紹介するパンフレット等を作成し、耐震診断や耐震改修の促進のための普及啓発活動に活用されています。

本市においても、耐震診断や耐震改修の促進のため、パンフレットを配布し、耐震化の重要性について周知を図るとともに、情報提供に努めます。また、各相談窓口では耐震化に関する情報提供の拡充を図り、市広報やホームページ等の活用、ケーブルテレビや市政テレビ番組等のマスメディアを活用し、建築物の所有者や施工業者へ適切に情報を提供します。

○富山県で作成されたパンフレット及び耐震改修工事事例集

（２）講習会等の開催

市は県及び関係団体と連携をとり、セミナー等の開催を通じて耐震化の促進につとめます。自主防災組織や自治会等の求めに応じて現地へ出向き、耐震化の必要性や支援制度などを直接住民に説明するなどの出前講座等を実施し、普及啓発を図ります。また、総合防災訓練などの機会に耐震化についての相談窓口を設置するなど、直接住民に周知する活動を実施し、普及啓発を図ります。

３ リフォームにあわせた耐震改修の推進

市及び県の住宅相談窓口、建築関係団体において、リフォームに関する相談者に対し、リフォームにあわせてより効率よく耐震改修が実施できることを啓発し、支援制度等の情報提供をしながら、リフォームにあわせた耐震改修の推進を図ります。

また、各種行事やイベント等の際には、快適な住環境は、居住性とともに安全性の確保（耐震化）が重要であることを普及啓発し、助成制度の周知を図りながら、リフォームにあわせた耐震改修を働きかけます。

リフォームにあわせた耐震改修として、大規模な住宅において使用していない部分の減築や重い屋根材を軽くするなど、様々な手法もあわせて周知すると共に、湿度の高い富山県においては、構造部材の老朽・腐朽化により建物本来の耐震性能が発揮できないケースもあることなど、その維持管理の大切さについても周知に努めます。

また、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物の省エネ化の推進や長期優良住宅化リフォームの推進、市産材・県産材の利用促進など、耐震化以外のリフォーム等推進施策と連携した啓発活動を行います。

４ 自主防災組織との連携・取組の支援

耐震改修の促進には、住民の耐震化への意識向上が必要不可欠であります。また、災害時の避難や消火活動では、まず各地区に組織された自主防災組織による取組みが最も重要となります。

このため市は、各地区の自主防災組織における防災資機材の整備等を支援し、地域における防災力の向上を促進します。

さらに、地域の特性に応じた耐震化の取組みを進めるために、市は、自主防災組織に対して、地震災害時において倒壊等の恐れがある危険な建築物の把握や、避難場所までの危険箇所の点検、要支援者の情報把握・支援などで協力を依頼するとともに、地震災害を未然に防止する活動を推進します。

第５章　所管行政庁との連携

市は、所管行政庁である県と連携を密にし、情報の共有を図り、耐震改修促進法に規定する特定建築物の耐震化の促進に努めます。

情報の共有にあたって市は、県及び市町村の建築行政担当者（耐震担当者）で構成する「富山県木造住宅耐震改修支援事業等担当者会議」や特定行政庁等で構成する「富山県建築行政会議」に情報提供を行ないます。

図 5-1　所管行政庁との連携のイメージ

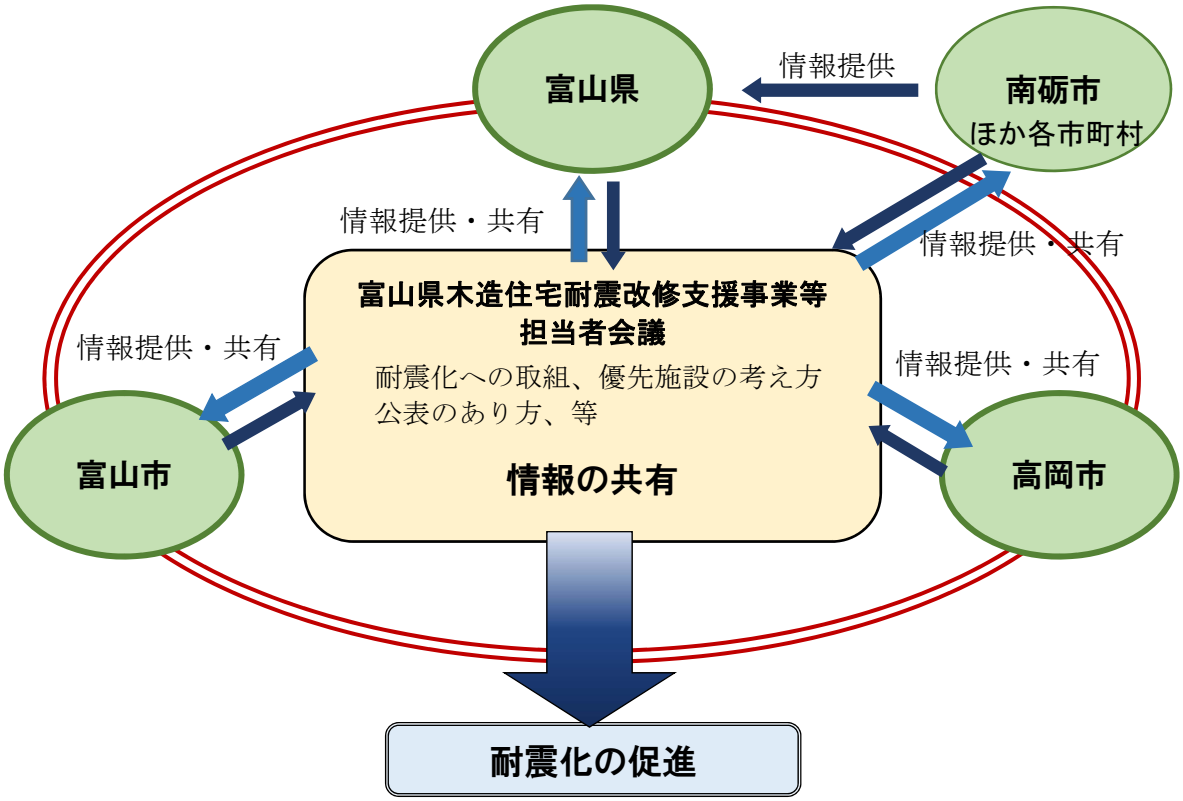

（※）　特定行政庁とは、建築基準法第３条第１項 35 号の「特定行政庁」をいう。（県、富山市、高岡市）

第６章　その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

１ 関係団体、各市町村等との連携

市は､県及び建築関係団体と連携して､市民が適切に耐震化に取り組めるよう努めます。

設計事務所、施工業者等が耐震診断や耐震改修等の知識を身に付け、耐震化の重要性を認識し、建物所有者に対して適切に相談に応じられるよう講習会の開催等に努め、関係団体においては会員が技術習得に向けて取り組むよう意識啓発を行うよう努めます。また、耐震化へ向けた相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修の技術的相談にあたる担当者の紹介や、支援制度等の情報提供を行います。

市は、県の関係課と連絡を密にし、所管建築物の耐震化の目標に向けて取り組みます。

また、地域防災体制の整備の観点から災害に強いまちづくりが重要であり、自主防災組織や自治会等の防災活動の一環として、地震災害時において倒壊等の恐れがある危険な建築物の把握のための耐震診断受診の働きかけや、災害時の避難場所までの避難路沿いの危険箇所の点検などで、協力をお願いするとともに、地震災害を未然に防止する活動を連携して行います。

［ 資 料 編 ］